平成26年度 入来麓伝統的建造物群保存地区保存整備事業

評価表 [単位:千円、人]

1 事務事業の位置付け(PIan)														
		『課名		育部文						担当			:川 雄之	
		大令等						群保存地区保	存条例			ト関連		
事業の類型 ロソフト事					整備事業		□ 施設管理 □ 内部管理							
争。	₹U	種類		特定事			義務的		ub kette eta	■ 裁量		ज.		
政	策	地域のまちつ			すした教	数育・文化の		施策 小施策	-	化の保存動の推進		序		
予:	-	会計						小旭束	又化佔	男儿りが正正	<u> </u>			
下。 科			教育			項	社会	教育費		B	ナルキ	長興費		
等				-	非告物群	」 保存地区保存整			入来麓	-			保存整備事業	書
2		事務			(D		2013 3 714	八十八八	7 1711/201	-11/21/3/2	~ I/V II	1 1/1/13 / 12 1		
	概		薩摩川	内市の	の許可	が必要であ	り、生	活に制限を	かける				については、 修理・修景事	ŕ
	対			デして、 何を対	·多			業を実施す		구.				
事	ح	する事	業か)		入来麓伝統的建造物群保存地区の住民								
業の内容		図(としたじ		う な状)		入来麓伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の維持、向上によりまちづく りを推進								
容	_	動をす	るか		2			修理・修景						
		事	業期	間		」単年度繰		■ 期間限定	複数年月	度(⇒16		美~ 3 ⁻		
		マミルロ						指標名				目標値	目標年度	
		活動指標				校		変更の件数 ・ 景事業の件	· 米 /-			年5件 年2件	31	
	成果指標			3	<u>◎</u> 平成24年度		·成25年度		26年度		+27 1+ 成 27年度	31 平成28年月	存	
			項目			→		決算額		20年及 算額		見込額	見込額	爻
	事業費				15, 53	55	4, 910		11, 424	1	11, 62	0 11,6	520	
			審議会			19	4	153		234	1	23	4 2	234
		その他事業費			2, 49		486		751		80		300	
		協議会負担金				50	50		50		5		50	
			パンフレット代			64		391		486	3	48	6 4	186
		委託米				11, 08		0.000		0.002		10.05	0 10 6	
		補助金		6 E E 4	HF	1, 07	_	3, 830		9, 903		10, 05		
経			理・順 存会	多景事美	表	1,02	50 50	2, 000 50		9, 661		10, 00		50
経費				建総会		ε	10	1, 780		242	2	9	U	50
及		財国				4, 20	00	1, 780		6, 847	7	7, 00	0 7,0)00
び指標		NIE .	ーパノ の他	<u> </u>		1, 2		1, 0 10		0,01	`	., ••	, ,,,	700
標		訳一	般財源	京		11, 33	55	2, 961		4, 57	7	4, 62	0 4,6	320
の +#	要	員配置	ぱ状況			1. 7		2.40		0.80		0.8		80
推移		職員			1. 2	0	2. 10		0.80)	0.8	0.	80	
עוי		嘱託員												
	\ -	臨時職				0.5	60	0.30		- /el		- //	- 61	
	活動指標の推移 成果指標の推移				4件		6件		5件 ·/#		5件	5件		
				<u>惨</u>	; 7	なり、旧増日	田家住 回全国	宅の完成、 伝統的建造	で旧増E 平成 2:	5年度に	は文化	と課及び位	2件 係で業務が多 他課の協力を 開催し、約2	得

3	3 事務事業の視点別評価 (Che	ck)	
	対象・手段の妥当性 ■ 妥当でる		□ 妥当ではない
	(上記選択の理由)		
妥	住民との対話が必要であり、現状		
	としなかり天旭りる必安かめる。		
当		空	。 □ 民間で実施すべき
性	「「「「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「」「」」「」「」」	チャベさ 口 民間でも可能	口 民間で美肥りへき
	市が地区を決定しており、保存する	べき地区として、条例を制定し、	制限をかけている。
	THE ELECTION OF THE PROPERTY O		
	事業費の削減余地 □ 削減の領	余地がある ■ 削減の余	⋛地はない
	(上記選択の理由)		
効	地区内に約90件の世帯があり、		毎年、優先順位を決めている
,,,	が、2件程度を実施しても半永久	的な事業となる。	
率	要員配置の削減余地 □ 削減の	余地がある ■ 削減の余	>+h/+ +>/>
性		トゼルめる ■ 削減の対	₹地はない
II	伝統的建造物群保存地区の現状変	更に伴う相談、修理・修景事業に	携わる人員であり、必要最小
	限の人員で行っている。		37. 47.3X 1.37.7 X 32.3XX 1
	成果の達成度 □ 達成度(はかなり高い ■ 達成度はやち	5高い □ 達成度は低い
	(上記選択の理由 ※成果指標の過		
	●過去の動向把握…□大きく改善		
有	長期にわたる事業を行うことで成	果の出る事業である。現在年次的	に修理・修景事業を行ってお
	り、地道ではめるか歴史的景観の		
効		いなりある 🛭 余地がある程度を	5る 口余地はほとんどない
性	(上記選択の理由)	字状 歴 件 は 0.0 件 和 座 本 さ フ	四本よびを物件が200mm
11	まだ10年を経過した程度であり、 上あり、文化財である建物、石垣		
	けで換算すると半永久的な事業で		
	見られる。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	4 事務事業の改革・改善の方向性	(Action)	
	今後の改革の方向性	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	■ 現状のまま継続		
	□ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の7	5向性:口拡大 口他の事業と統合 口雪	F段の改善 □移管 □縮小
内		廃止	
部	3 上記方向付けの理由		
評価		※契的景観に優れた人米麗の良さる	をPRし、まちつくりに生かし
結			
果			
	改革・改善の内容とそれを実施して	いくための手段・計画	
	地域住民等への制度説明を徹底し	/、相談や助言等が気軽にできる体	本制を整えていきたい。
	事務事業の視点別評価		
		□低い	
		□低い	
		 □低い	
外	4 46 - 1 45 1 1 1 1		
部	□ 現状のまま継続		
評		5向性:口拡大 口他の事業と統合 口雪	F段の改善 □移管 □縮小
価結		廃止	
果	まとめ(補助金等評価を含む。)		

平成26年度		塻	人米鹿伝統	的建造物群保护	子地区	保仔?	<u>:理呂佣即金</u>	_ 評価表	NO.	30-1				
所管部課名			薩摩川内市教育委員会 文化課 担当者 上川 雄之											
事務事業名			入来麓伝統的建造物群保存地区保存整備事業											
根拠法令			文化財保護法、薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例											
補助経	E過年	F数	11年以上15年以下											
平成26年度 予算額				国県支出金その他			その他	一般財源 その他の内容						
			242 千円	千円			千円	73~	242 千円					
				指標名				目標値		目標年度				
成果	指標	1	保存会対応に	よる入来麓伝建地区内の案内者数			者数	2,500人	平成	平成31年度				
成果	指標	2	保存会に所属	するガイド数				5人 平成31年度						
補助対象者			入来麓伝統的	入来麓伝統的建造物群保存地区保存会										
補助対象経費		¥費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、ほか特に必要で あると認められる経費											
補助対象事 業・活動の内 容		-	伝統的建造物群保存地区に選定されている入来麓地区全体の「景観の保全」及び「住み心地の良い魅力ある町づくり」の向上を目的に実施する事業を対象とする。 入来麓伝統的建造物群保存地区の案内、清掃、生垣への農薬散布、空き地、空家の見まわり、休耕田の活用など。											
			分類 □ 運営補助のみ □ 事業補助のみ □ 運営補助と事業補助の両方 □ その他											
補助金額又は 補助率		くは	50千円											
上記項目の			予算で定める額以内で、50千円を限度とする。											
積算方法 			1 34 () ()	平成23年度			/ ৺ 。 平成24年	F使	亚成2	平成25年度				
			項目	金額(円)		(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)				
		自己資金		125, 423		39. 0%	75, 421	24. 5%	244, 97					
	収入		会費収入	24, 000		7. 5%	23, 400		23, 10					
補			事業収入	0		0. 0%	<u> </u>		001 07	0.0%				
助 過を			寄付金・その他助成	101, 423		31. 5% 15. 5%	52, 021		221, 87 50, 00					
去受		叩作	輔助金	50, 000		0. 0%	50, 000	0. 0%	50, 00					
3 H		(盲	前年度繰越金)	146, 150		45. 4%	182, 224		100, 67	0. 0% 7 25. 4%				
3 け カる		/ 13	計	321, 573		00. 0%	307, 645		395, 65					
年事の業		事第		119, 444		37. 1%	185, 135		289, 96					
かま		人作		0		0. 0%	C			0 0.0%				
算団			D他事務費	19, 905		6. 2%	21, 833		15, 28					
決算状況	支出					0. 0%		0. 0%		0. 0%				
況	出					0. 0%		0. 0%		0. 0%				
等						0 0%		0.0%		0.0%				

特 記 すべ き事 項等

の

(翌年度繰越金)

自己資金/前年度自己資金

翌年度繰越金/市補助金

交付件数

成果指標の推移①

成果指標の推移②

計 支出計/前年度支出計

平成25年度に、第35回全国伝統的建造物群保存地区協議会、総会を開催し、全国から約260名の参加があった。次回開催地には前回開催地が出席することが通例のため、出席負担分として平成2 6年度に限り補助額を増額している。

56. 7%

100.0%

364. 4%

2088人

1件

3人

100, 677

307, 645

32. 7%

100.0%

95. 7%

60. 1%

1件

3人

201. 4%

2340人

90, 399

395, 652

22. 8%

100.0%

128.6%

324. 8%

180.8%

2189人

1件

3人

182, 224

321, 573

要件	項目	評価	評価した内容についての説明			
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	В	保存会は、団体等から申し出により入来麓伝 建地区の案内を実施している。 また、商工会によるファミリーハイキング時 等にも保存会として協力している。			
	次のいずれかに該当するものである。		①に該当する。			
必要性	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。	В	保存会においては、入来麓地区全体の「景観の保全」及び「住み心地のよい魅力あるまちづくり」の向上に取り組まれているが、市も伝建地区保存地区保存機とは入れた方式			
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		行っており、市の取組とも合致する。 現在のところ、保存会においては、自主財源 に乏しい状況であり、市の補助金は必要であ る。			
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	В	伝統的建造物群保存地区は地域住民だけでな く、すべての市民の共通の財産であり、その 景観の保全を担う活動が文化財の保存・承継 に繋がっている。			
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	他の伝建地区においても、行政のみが保全事業を行う箇所は例がない。他の伝建地区においても、同様な団体がおり、その取組は妥当である。			
適	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	В	補助金額に明確な規定はなく、合併当初から 年額5万円としている。また、社会経済情勢 に照らし、妥当な額と考える。			
格性及び	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	В	案内については、ボランティアで実施しており、自主財源の確保は難しい。土産となる通行手形の作成も行っているが、収入は少額である。			
妥当性	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	В	当該保存会を含めた3団体で、旧増田家住 宅、入来郷土館、図書館の指定管理を行って いる。			
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	現在のところ、保存会においては、自主財源 に乏しい状況であり、当分の間は市の補助金 は必要である。			
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	_	補助対象経費が明確に規定されているわけで はないが、事業は保存会の目的に向けた取組 に使われており、公費を充てても妥当と言え る。			

〈補	〈補助金の見直し結果〉						
	≪今後の改革の方向性≫						
	▽ 現状のまま継続						
	□ 見直しの上で継続						
_	⇒今後の方向性 □ 拡大 □ 他の補助金と統合 □ 補助内容の改善 □ 縮小 □ 移管						
内							
部	│						
評価	≪上記方向の理由≫						
100	入来麓伝統的建造物群保存地区においては、平成22年度から24年度まで旧増田家住宅の整備を行						
	い、平成25年4月から旧増田家住宅を公開し、年間約1万3千人の観光客が訪れた。平成26年4						
·и	月からはこの旧増田家住宅を含め3施設を地元の協議会に管理委託している。保存会は、この協議会						
次	の構成団体の一つであり、今後も入来麓伝建地区の景観保全に対する取組に期待したい。						
幺±							
結果	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫						
*	行政が行っている伝建地区における現状変更の規制と保存会の取組については、伝建地区の景観保全						
	を目指す点において方向性は同じである。自主財源の確保ができないか、今後、行政も一緒になって						
	考えていきたい。						